

# **条 例 議 案 の 概 要**

**—令和元年6月定例会—**

## 目 次

議案第 61 号 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について ······	1
議案第 62 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について ······	18
議案第 63 号 盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を改正する 条例について ······	22
議案第 64 号 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について ······	29
議案第 65 号 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の 一部を改正する条例について ······	32
議案第 66 号 盛岡市男女共同参画推進条例について ······	35
議案第 67 号 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について ······	38
議案第 77 号 専決処分につき承認を求ることについて ······	42

(盛岡市市税条例の一部を改正する条例)

議案第 61 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人市民税を非課税とする者の要件を改めるとともに、3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率の特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 前年において年末調整の適用を受けた給与等を有する者が市・県民税申告書を提出する場合において、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）で定める事項については、同令で定める記載によることとする。

イ 市民税を非課税とする者に、前年の合計所得金額が 135万円以下である単身児童扶養者を加える。

ウ イに伴い、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書に、これらの者が単身児童扶養者に該当する場合に記載する事項を加える。

(2) 法人市民税関係

資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える法人等である内国法人が令和 2 年 4 月 1 日以降に行わなければならないこととされている地方税関係手続用電子計算処理組織を使用した申告手続について、災害等により当該申告手続が困難である場合の手続に係る規定の整備を行う。

(3) 都市計画税関係

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に規定する特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業の用に供する土地等に係る課税標準の特例が定められたことに伴う規定の整備を行う。

(4) 軽自動車税関係

ア 乗用の3輪以上の自家用軽自動車に対して課する環境性能割の税率を、当該自家用軽自動車が令和元年10月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得された場合に限り、次のとおり軽減する。

区 分	税 率	
	改正前	改正後
エネルギー消費効率が令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上である等の条件を満たす乗用の3輪以上の自家用軽自動車	1.0%	非課税
上記以外の乗用の3輪以上の自家用軽自動車	2.0%	1.0%

イ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割について、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度に限り、次のとおり軽減税率を適用することとする。

区分		税率	
		自家用	営業用
3輪	電気自動車等	1,000円	1,000円
	令和2年度燃費基準+30%達成車	2,000円	2,000円
	令和2年度燃費基準+10%達成車	3,000円	3,000円
4輪以上	乗用	電気自動車等	2,700円
		令和2年度燃費基準+30%達成車	5,400円
		令和2年度燃費基準+10%達成車	8,100円
	貨物用	電気自動車等	1,300円
		平成27年度燃費基準+35%達成車	2,500円
		平成27年度燃費基準+15%達成車	3,800円
			2,900円

※ 軽減税率が適用されない場合の種別割の税率

区分		税率	
		自家用	営業用
3輪		3,900円	3,900円
4輪以上	乗用	1万800円	6,900円
	貨物用	5,000円	3,800円

ウ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車のうち電気自動車等に対して課する種別割について、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度に限り、イの軽減税率を適用することとする。

### 3 施行期日

- (1) 2-(2) 及び(3) 公布の日
- (2) 2-(4) ア及びイ 令和元年10月1日
- (3) 2-(1) ア及びウ 令和2年1月1日
- (4) 2-(1) イ 令和3年1月1日
- (5) 2-(4) ウ 令和3年4月1日

【第1条】盛岡市市税条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 <u>令和元年6月1日条例第1号</u> 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、慰費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地質保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、慰費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地質保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>	<p>額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。	
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家庭敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家庭敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
第38条の2 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定

改正後	改正前
めることにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 扶養親族の氏名 <u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> <u>(4) その他施行規則で定める事項</u>	めることにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 扶養親族の氏名 <u>(3) その他施行規則で定める事項</u>
2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他の施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他の施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。	4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。
5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

改正後	改正前
<p>第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（扶養対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称            (2) 扶養親族の氏名  <b>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</b>            (4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の<u>6第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>第38条の2の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の<u>公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称            (2) 扶養親族の氏名  <b>(3) その他施行規則で定める事項</b></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の<u>5第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納稅地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。            (市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第38条の3 市民税の納稅義務者が第38条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第9項若しくは<u>第10項の規定により</u>申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>第39条から第150条まで 略  <b>附 則</b>            第1条から第12条の2まで 略  <b>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</b></p> <p>第12条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第13条第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納稅地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。            (市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第38条の3 市民税の納稅義務者が第38条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは<u>第9項の規定によって</u>申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>第39条から第150条まで 略  <b>附 則</b>            第1条から第12条の2まで 略</p>

改正後	改正前
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
<u>第12条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</u>	<u>第12条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</u>
2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等)をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	
3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の6の規定により読み替えられた第74条の5第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に關する規定を適用する。	
4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	
(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)	(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

改正後	改正前																		
<u>第12条の5 市長は、当分の間、第74条の7の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u>	<u>第12条の4 市長は、当分の間、第74条の7の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u>																		
(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)	(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)																		
<u>第12条の6 第74条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。</u>	<u>第12条の5 第74条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。</u>																		
(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)	(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)																		
<u>第12条の7 市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。</u>	<u>第12条の6 市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。</u>																		
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)																		
<u>第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	<u>第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">第1号</td> <td style="width: 33.33%;">100分の1</td> <td style="width: 33.33%;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">第1号</td> <td style="width: 33.33%;">100分の1</td> <td style="width: 33.33%;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	
2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。	2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。																		
<u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第74条の3(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたとき限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u>																			
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)																		
<u>第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から</u>	<u>第13条の2 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定</u>																		

改正後		改正前	
<b>第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</b>		<b>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</b>	
第75条第2号ア		第75条第2号ア	
3,900円		3,900円	
6,900円		6,900円	
1万800円		1万2,900円	
3,800円		4,500円	
5,000円		6,000円	
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第75条第2号ア			
3,900円		1,000円	
6,900円		1,800円	
1万800円		2,700円	
3,800円		1,000円	
5,000円		1,300円	
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			

改正後		改正前	
<b>年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</b>			
第75条第2号ア			
3,900円		2,000円	
6,900円		3,500円	
1万800円		5,400円	
3,800円		1,900円	
5,000円		2,500円	
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第75条第2号ア			
3,900円		3,000円	
6,900円		5,200円	
1万800円		8,100円	
3,800円		2,900円	
5,000円		3,800円	
<b>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</b>			
<b>第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</b>			

改正後	改正前
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該市長が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	
第14条から第15条の2まで 略 (説明規定)	第14条から第15条の2まで 略 (説明規定)
第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第21項、第22項、第24項、第25項、第27項、第32項、第43項から第45項まで若しくは第50項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第21項、第22項、第24項、第25項、第27項、第32項若しくは第43項から第45項まで_____又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
第16条から第39条まで 略 附 則 略 <u>附 則（令和元年条例第 1号）</u> (施行期日)	第16条から第39条まで 略 附 則 略
<p><b>第1条</b> この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第15条の3の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 公布の日</p>	

改正後	改正前
<p>(2) 第1条中盛岡市市税条例附則第12条の6を附則第12条の7とし、附則第12条の5を附則第12条の6とし、附則第12条の4を附則第12条の5とする改正規定、同条例附則第12条の3に3項を加える改正規定、同条例附則第12条の4とし、同条例附則第12条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第13条に1項を加える改正規定、同条例附則第13条の2の改正規定、同条例に3項を加える改正規定及び同条例の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和元年10月1日</p> <p>(3) 第1条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び次条の規定 令和2年1月1日</p> <p>(4) 第2条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</p> <p>(5) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第38条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 2年新条例第38条の2の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき盛岡市市税条例第38条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第38条の2の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 2年新条例第38条の2の3第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得稅法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得稅法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得稅法」という。)第203条の6第1項</p>	

改正後	改正前
<p>に規定する公的年金等（新所得稅法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第38条の2の3第1項に規定する申告書について適用する。</p>	
<p><b>第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</b></p> <p><u>（軽自動車税に関する経過措置）</u></p>	
<p>第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>	
<p><b>2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</b></p>	
<p><b>第5条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</b></p>	

【第2条】盛岡市市税条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 <u>改正 略</u> <u>令和元年6月 日条例第 1号</u></p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 <u>改正 略</u></p>
<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第26条まで 略 (個人の市民税の非課税の範囲)</p>	<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第26条まで 略 (個人の市民税の非課税の範囲)</p>
<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第45条の8の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第28条から第150条まで 略</p> <p>附則第1条から第13条まで 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算</p>	<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第45条の8の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第28条から第150条まで 略</p> <p>附則第1条から第13条まで 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算</p>

改正後		改正前	
して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第75条第2号ア	3,900円	4,600円	3,900円
	6,900円	8,200円	6,900円
	1万800円	1万2,900円	1万800円
	3,800円	4,500円	3,800円
	5,000円	6,000円	5,000円
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3,900円	1,000円	3,900円
第75条第2号ア	6,900円	1,800円	6,900円
	1万800円	2,700円	1万800円
	3,800円	1,000円	3,800円
	5,000円	1,300円	5,000円
	3,900円	1,000円	3,900円
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3,900円	2,000円	3,900円
第75条第2号ア	6,900円	3,500円	6,900円
	1万800円	5,400円	1万800円
	3,800円	1,900円	3,800円
	5,000円	2,500円	5,000円
	3,900円	2,000円	3,900円
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3,900円	3,000円	3,900円
第75条第2号ア	6,900円	5,200円	6,900円
	1万800円	8,100円	1万800円
	3,800円	2,900円	3,800円
	5,000円	3,800円	5,000円
	3,900円	3,000円	3,900円
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(軽自動車税の種別割の試課徴収の特例)	(軽自動車税の種別割の試課徴収の特例)	

改正後	改正前
第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第五項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承繼人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。	2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承繼人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。
3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
附則第14条の2から第39条まで 略  附 則 略 <u>附 則（令和元年条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <b>第1条</b> この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中盛岡市市税条例附則第15条の3の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例附則第12条の6を附則第12条の7とし、附則第12条の5を附則第12条の6とし、附則第12条の4を附則第12条の5と	附則第14条の2から第39条まで 略  附 則 略 <b>第1条</b> この条例は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

改正後	改正前
する改正規定、同条例附則第12条の3に3項を加える改正規定、同条例附則第12条の4とし、同条例附則第12条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第13条に1項を加える改正規定、同条例附則第13条の2の改正規定、同条例に3項を加える改正規定及び同条例の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和元年10月1日 (3) 第1条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定 令和2年1月1日 (4) 第2条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日 (5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日	
<b>第2条</b> 略	
<b>第3条</b> 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	
<b>第4条</b> 略	
<b>第5条</b> 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	

【第3条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前（平成29年条例第7号による改正後）																		
○盛岡市市税条例 改正 略 <u>令和元年6月 日条例第 号</u>	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略																		
盛岡市市税条例 目次及び第1条から第12条の6まで 路 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	盛岡市市税条例 目次及び第1条から第12条の6まで 路 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)																		
第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第13条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第1号</td><td style="width: 33%;">100分の1</td><td style="width: 33%;">100分の0.5</td></tr> <tr> <td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr> <tr> <td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第1号</td><td style="width: 33%;">100分の1</td><td style="width: 33%;">100分の0.5</td></tr> <tr> <td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr> <tr> <td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	
2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)	2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、_____、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)																		
第13条の2 法附則第30条  に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第13条の2 平成18年3月31日までに最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分  の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		

改正後	改正前（平成29年条例第7号による改正後）
第75条第2号ア	3,900円 4,600円
	6,900円 8,200円
	1万800円 1万2,900円
	3,800円 4,500円
	5,000円 6,000円
第75条第2号ア	3,900円 4,600円
6,900円 8,200円	
1万800円 1万2,900円	
3,800円 4,500円	
5,000円 6,000円	
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第75条第2号ア	3,900円 1,000円
6,900円 1,800円	
1万800円 2,700円	
3,800円 1,000円	
5,000円 1,300円	
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第75条第2号ア	3,900円 2,000円
6,900円 3,500円	

改正後	改正前（平成29年条例第7号による改正後）		
		1万800円	5,400円
		3,800円	1,900円
		5,000円	2,500円
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3軸以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第75条第2号ア	3,900円	3,000円
		6,900円	5,200円
		1万800円	8,100円
		3,800円	2,900円
		5,000円	3,800円
(特別土地保有税の課税の停止)			
第14条 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第118条の2から第118条の13までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。	第14条 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第118条の2から第118条の13までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。	2 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第118条の2から第118条の13までの規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。	2 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第118条の2から第118条の13までの規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。
第15条から第38条まで 路 附 則 路	第15条から第38条まで 路 附 則 路	第15条から第38条まで 路 附 則 路	第15条から第38条まで 路 附 則 路

改正後	改正前（平成29年条例第7号による改正後）
<u>附 則（令和元年条例第 1号）</u> <u>（施行期日）</u>	
第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中盛岡市市税条例附則第15条の3の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例附則第12条の6を附則第12条の7とし、附則第12条の5を附則第12条の6とし、附則第12条の4を附則第12条の5とする改正規定、同条例附則第12条の3に3項を加える改正規定、同条例附則第12条の4とし、同条例附則第12条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第13条に1項を加える改正規定、同条例附則第13条の2の改正規定、同条例に3項を加える改正規定及び同条例の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和元年10月1日 (3) 第1条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び次条の規定 令和2年1月1日 (4) 第2条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日 (5) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日	
第2条から第5条まで 路	

【第4条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前（平成30年条例第37号による改正後）
<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: center;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>令和元年6月1日条例第1号</u></p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: center;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書（第10項及び第11項）において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>

改正後	改正前（平成30年条例第37号による改正後）
4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
5 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税額に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	5 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税額に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
7 第5項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該	7 第5項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該

改正後	改正前（平成30年条例第37号による改正後）
<p>当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「該額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に遅するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（昨後その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連絡完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連絡完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の</p>	<p>当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「該額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に遅するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（昨後その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連絡完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連絡完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の</p>
<p>7の2第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第13項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することが</p>	<p>7の2第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第13項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他の施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第13項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p>

改正後	改正前（平成30年条例第37号による改正後）
<p>7の2第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第13項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することが</p>	<p>7の2第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第13項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他の施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第13項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p>

改正後	改正前（平成30年条例第37号による改正後）
<p>できると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納稅課の所轄稅務署長に提出した第10項の内國法人が、当該稅務署長の承認を受け、又は当該稅務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納稅申告書の提出期限の前日までに、又は納稅申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該稅務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>14 前項前段の承認を受けようとする内國法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事項、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第13項の規定の適用を受けている内國法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内國法人につき、法第321条の8第51項の处分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの处分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内國法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内國法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内國法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限</p>	

改正後	改正前（平成30年条例第37号による改正後）
<p>りでない。</p> <p>第45条の6から第150条まで 路 附 則 略 附 則（平成30年条例第37号） (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第90条第1項及び第2項の改正規定並びに第6条の規定並びに附則第3条の規定 平成30年10月1日</p> <p>(3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。）、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日</p> <p>(4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日</p> <p>(5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 令和元年10月1日</p> <p>(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和2年4月1日</p> <p>(7) 第3条の規定及び附則第5条の規定 令和2年10月1日</p> <p>(8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同条第2</p>	<p>第45条の6から第150条まで 路 附 則 略 附 則（平成30年条例第37号） (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第90条第1項及び第2項の改正規定並びに第6条の規定並びに附則第3条の規定 平成30年10月1日</p> <p>(3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。）、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日</p> <p>(4) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日</p> <p>(5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 令和元年10月1日</p> <p>(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第3項の規定 令和2年4月1日</p> <p>(7) 第3条の規定及び附則第5条の規定 令和2年10月1日</p> <p>(8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同条第2</p>

改正後	改正前（平成30年条例第37号による改正後）
<p>項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生叶配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第36条の2及び第36条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 <u>令和3年10月1日</u>            (10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 <u>令和4年10月1日</u>            (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第8号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第10項から第17項までの規定は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条から第7条まで 略  <u>附 則</u>  <u>附 則（令和元年条例第1号）</u>  <u>（施行期日）</u></p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第15条の3の改正規定並びに第3条及</p>	<p>項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生叶配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第36条の2及び第36条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 <u>平成33年10月1日</u>            (10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 <u>平成34年10月1日</u>            (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第8号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第10項から第12項までの規定は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p>

改正後	改正前（平成30年条例第37号による改正後）
<p><u>ひ第4条の規定 公布の日</u></p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例附則第12条の6を附則第12条の7とし、附則第12条の5を附則第12条の6とし、附則第12条の4を附則第12条の5とする改正規定、同条例附則第12条の3に3項を加える改正規定、同条を同条例附則第12条の4とし、同条例附則第12条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第13条に1項を加える改正規定、同条例附則第13条の2の改正規定、同条に3項を加える改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(3) 第1条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定 <u>令和2年1月1日</u></p> <p>(4) 第2条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定及び附則第3条の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 <u>令和3年4月1日</u></p> <p>第2条から第5条まで 略</p>	

議案第 62 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）の改正に基づいた、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設を受け、本市においても平成29年度から当該登録制度を運用してきたが、登録の促進を図ることを目的として、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更審査手数料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 別表から住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更審査手数料を削る。
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を指定登録機関に行わせる場合に(1) の手数料を当該指定登録機関の収入として徴収できる旨の規定を削る。

3 施行期日

公布の日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正略 <u>令和元年6月 日条例第 号</u> 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。 第1条 略 (手数料の徴収等) 第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により贈本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。 第3条 略 第4条 計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあっては、同法第158条第4項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。 第5条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（令和元年条例第 号）	○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正略 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。 第1条 略 (手数料の徴収等) 第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により贈本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。 第3条 略 第4条 計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあっては、同法第158条第4項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。 2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第25条第1項の規定に基づき指定登録機関に同項に規定する登録事務を行わせる場合にあっては、同法第37条第1項及び第2項の規定に基づき別表65の11の項及び65の11の2の項に規定する手数料を当該指定登録機関の収入として徴収させることができる。 第5条から第9条まで 略 附 則 略

改正後	改正前									
1 この条例は、公布の日から施行する。 別表（第2条、第4条関係）	<p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から65の10まで 略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>65の11 削除</u></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の10まで 略	略	略	<u>65の11 削除</u>		
手数料を徴収する事務	名称	金額								
1から65の10まで 略	略	略								
<u>65の11 削除</u>										

改正後			改正前		
			65の11の2 住宅供 保賃配戸者に付す る賃貸住宅の供給 の促進に関する法 律第12条第1項の 規定に基づき届け 出た住宅供保賃 配戸者に沿入居賃貸 住宅事業の登録事 項の変更(戸数を 追加する場合に限 る。)に対する審 査	1万5,000円 (8) 100戸以上 1万 9,000円	次に掲げる追加する戸数 の区分に応じ、それぞれ次 に定める額 (1) 1戸以上4戸以下 2,000円 (2) 5戸以上9戸以下 4,000円 (3) 10戸以上29戸以下 6,000円 (4) 30戸以上49戸以下 7,000円 (5) 50戸以上99戸以下 9,000円 (6) 100戸以上 1万 3,000円
65の12から74まで 略	略	略	65の12から74まで 略	略	略

【附則第2項】盛岡市収入証紙条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○盛岡市収入証紙条例 改正 略 <u>令和元年6月 日条例第 号</u> 盛岡市収入証紙条例 第1条 略 (証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料) 第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収することができる。 第3条から第8条まで 略 附 則 略 <u>附 則(令和元年条例第 号抄)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 別表(第2条関係) (1) 盛岡市手数料条例(平成12年条例第29号)別表(64の項 を除く。)に規定する手数料 (2) 盛岡市印鑑条例(昭和45年条例第35号)第19条第1項に規定する手数料 (3) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第40号)第30条第1項及び第30条の3第1項に規定する手数料並びに第30条の2第1項に規定する費用 (4) 盛岡市保健所手数料条例(平成19年条例第66号)第2条に規定する手数料 (5) 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例(平成19年条例第73号)第17条に規定する手数料 (6) 盛岡市屋外広告物条例(平成19年条例第68号)第45条に規定する手	○盛岡市収入証紙条例 昭和39年3月30日条例第22号 改正 略 盛岡市収入証紙条例 第1条 略 (証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料) 第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収することができる。 第3条から第8条まで 略 附 則 略 別表(第2条関係) (1) 盛岡市手数料条例(平成12年条例第29号)別表(64の項、 <u>65の11の項及び65の11の2の項</u> を除く。)に規定する手数料 (2) 盛岡市印鑑条例(昭和45年条例第35号)第19条第1項に規定する手数料 (3) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第40号)第30条第1項及び第30条の3第1項に規定する手数料並びに第30条の2第1項に規定する費用 (4) 盛岡市保健所手数料条例(平成19年条例第66号)第2条に規定する手数料 (5) 盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例(平成19年条例第73号)第17条に規定する手数料 (6) 盛岡市屋外広告物条例(平成19年条例第68号)第45条に規定する手		

改正後	改正前
<p>数料</p> <p>(7) 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年条例第86号）第16条に規定する手数料</p> <p>(8) 盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和40年条例第19号）第2条第2号に規定する入学<del>考査</del>料及び同条第3号に規定する入学料</p>	<p>数料</p> <p>(7) 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年条例第86号）第16条に規定する手数料</p> <p>(8) 盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和40年条例第19号）第2条第2号に規定する入学<del>考査</del>料及び同条第3号に規定する入学料</p>

議案第 63 号

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

道路構造令（昭和45年政令第 320号）の改正に伴い、車道に自転車通行帯を設けるとともに、自転車道を設けるべき道路の要件を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 次に掲げる道路（イに掲げる道路においては、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合に限る。）には、車道の左端寄りに自転車通行帯（自転車を安全かつ円滑に通行させるための帯状の車道の部分をいう。以下同じ。）を設けるものとする。
  - ア 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）
  - イ 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及びアに掲げる道路を除く。）
- (2) 自転車通行帯の幅員は 1.5メートル以上とし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては 1 メートルまで縮小することができるとしている。
- (3) 路肩に自転車の走行空間を確保する場合における当該路肩の幅員を定めた規定を削る。
- (4) 自転車道を設けるべき道路から第3種第4級及び第5級の道路並びに第4種第3級及び第4級の道路を除くとともに、自転車道を設けるべき道路の要件に設計速度が 1 時間につき 60キロメートル以上であることを加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前																																																																
○盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例 平成24年12月25日条例第42号			○盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例 平成24年12月25日条例第42号																																																																
<u>改正 令和元年6月1日条例第1号</u>			盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例																																																																
盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例			第1条から第3条まで 路																																																																
第1条から第3条まで 路 (車線等)			(車線等)																																																																
第4条 車道(副道、停車帯、 <u>自転車通行帯</u> その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)第2条に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。			第4条 車道(副道、停車帯、 <u>自転車通行帯</u> その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)第2条に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。																																																																
2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。			2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の区分</th> <th>地形</th> <th>設計基準交通量(1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級 平地部</td> <td>14,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級 平地部</td> <td>14,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>山地部</td> <td>10,000台</td> </tr> <tr> <td>平地部</td> <td>13,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>山地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td>第2級 平地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>第3級 平地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>第4級 平地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000台</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>第1級</td> <td>12,000台</td> </tr> </tbody> </table>			道路の区分	地形	設計基準交通量(1日につき)	第1種	第2級 平地部	14,000台	第3級 平地部	14,000台	第4級	山地部	10,000台	平地部	13,000台	第3種	山地部	9,000台	第2級 平地部	9,000台	第4種	第3級 平地部	8,000台	山地部	6,000台	第4種	第4級 平地部	8,000台	山地部	6,000台	第1種	第1級	12,000台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の区分</th> <th>地形</th> <th>設計基準交通量(1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級 平地部</td> <td>14,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級 平地部</td> <td>14,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>山地部</td> <td>10,000台</td> </tr> <tr> <td>平地部</td> <td>13,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>山地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td>第2級 平地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>第3級 平地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>第4級 平地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000台</td> </tr> <tr> <td>第1種</td> <td>第1級</td> <td>12,000台</td> </tr> </tbody> </table>			道路の区分	地形	設計基準交通量(1日につき)	第1種	第2級 平地部	14,000台	第3級 平地部	14,000台	第4級	山地部	10,000台	平地部	13,000台	第3種	山地部	9,000台	第2級 平地部	9,000台	第4種	第3級 平地部	8,000台	山地部	6,000台	第4種	第4級 平地部	8,000台	山地部	6,000台	第1種	第1級	12,000台
道路の区分	地形	設計基準交通量(1日につき)																																																																	
第1種	第2級 平地部	14,000台																																																																	
	第3級 平地部	14,000台																																																																	
第4級	山地部	10,000台																																																																	
	平地部	13,000台																																																																	
第3種	山地部	9,000台																																																																	
	第2級 平地部	9,000台																																																																	
第4種	第3級 平地部	8,000台																																																																	
	山地部	6,000台																																																																	
第4種	第4級 平地部	8,000台																																																																	
	山地部	6,000台																																																																	
第1種	第1級	12,000台																																																																	
道路の区分	地形	設計基準交通量(1日につき)																																																																	
第1種	第2級 平地部	14,000台																																																																	
	第3級 平地部	14,000台																																																																	
第4級	山地部	10,000台																																																																	
	平地部	13,000台																																																																	
第3種	山地部	9,000台																																																																	
	第2級 平地部	9,000台																																																																	
第4種	第3級 平地部	8,000台																																																																	
	山地部	6,000台																																																																	
第4種	第4級 平地部	8,000台																																																																	
	山地部	6,000台																																																																	
第1種	第1級	12,000台																																																																	

改正後			改正前																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td>10,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td></td> <td>9,000台</td> </tr> </table>			第2級		10,000台	第3級		9,000台	<table border="1"> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td>10,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td></td> <td>9,000台</td> </tr> </table>			第2級		10,000台	第3級		9,000台																																																																				
第2級		10,000台																																																																																			
第3級		9,000台																																																																																			
第2級		10,000台																																																																																			
第3級		9,000台																																																																																			
備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。																																																																																		
3 前項に規定する道路以外の道路(第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種4級の道路を除く。)の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とする。この場合において、当該車線の数は、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。			3 前項に規定する道路以外の道路(第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種4級の道路を除く。)の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とする。この場合において、当該車線の数は、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の区分</th> <th>地形</th> <th>1車線当たりの設計基準交通量(1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級 平地部</td> <td>12,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級 平地部</td> <td>11,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>山地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>平地部</td> <td>11,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>山地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>第1級</td> <td>18,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>第2級</td> <td>17,000台</td> </tr> <tr> <td>平地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>第2級 平地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>第3級</td> <td>5,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>5,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td>12,000台</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>10,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>10,000台</td> </tr> </tbody> </table>			道路の区分	地形	1車線当たりの設計基準交通量(1日につき)	第1種	第2級 平地部	12,000台	第3級 平地部	11,000台	第4級	山地部	8,000台	平地部	11,000台	第2種	山地部	8,000台	第1級	18,000台	第3種	第2級	17,000台	平地部	9,000台	第4種	第2級 平地部	8,000台	山地部	6,000台	第4種	第3級	5,000台	山地部	5,000台	第4種	第1級	12,000台	第2級	10,000台	第3級	10,000台	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の区分</th> <th>地形</th> <th>1車線当たりの設計基準交通量(1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1種</td> <td>第2級 平地部</td> <td>12,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級 平地部</td> <td>11,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>山地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>平地部</td> <td>11,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>山地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>第1級</td> <td>18,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>第2級</td> <td>17,000台</td> </tr> <tr> <td>平地部</td> <td>9,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>第3級 平地部</td> <td>8,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>6,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>第4級 山地部</td> <td>5,000台</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>5,000台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td>12,000台</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>10,000台</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>10,000台</td> </tr> </tbody> </table>			道路の区分	地形	1車線当たりの設計基準交通量(1日につき)	第1種	第2級 平地部	12,000台	第3級 平地部	11,000台	第4級	山地部	8,000台	平地部	11,000台	第2種	山地部	8,000台	第1級	18,000台	第3種	第2級	17,000台	平地部	9,000台	第4種	第3級 平地部	8,000台	山地部	6,000台	第4種	第4級 山地部	5,000台	山地部	5,000台	第4種	第1級	12,000台	第2級	10,000台	第3級	10,000台
道路の区分	地形	1車線当たりの設計基準交通量(1日につき)																																																																																			
第1種	第2級 平地部	12,000台																																																																																			
	第3級 平地部	11,000台																																																																																			
第4級	山地部	8,000台																																																																																			
	平地部	11,000台																																																																																			
第2種	山地部	8,000台																																																																																			
	第1級	18,000台																																																																																			
第3種	第2級	17,000台																																																																																			
	平地部	9,000台																																																																																			
第4種	第2級 平地部	8,000台																																																																																			
	山地部	6,000台																																																																																			
第4種	第3級	5,000台																																																																																			
	山地部	5,000台																																																																																			
第4種	第1級	12,000台																																																																																			
	第2級	10,000台																																																																																			
	第3級	10,000台																																																																																			
道路の区分	地形	1車線当たりの設計基準交通量(1日につき)																																																																																			
第1種	第2級 平地部	12,000台																																																																																			
	第3級 平地部	11,000台																																																																																			
第4級	山地部	8,000台																																																																																			
	平地部	11,000台																																																																																			
第2種	山地部	8,000台																																																																																			
	第1級	18,000台																																																																																			
第3種	第2級	17,000台																																																																																			
	平地部	9,000台																																																																																			
第4種	第3級 平地部	8,000台																																																																																			
	山地部	6,000台																																																																																			
第4種	第4級 山地部	5,000台																																																																																			
	山地部	5,000台																																																																																			
第4種	第1級	12,000台																																																																																			
	第2級	10,000台																																																																																			
	第3級	10,000台																																																																																			

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設

改正後		改正前																																																																									
計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。		計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。																																																																									
4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。		4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の区分</th> <th>車線の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 第2級</td> <td>3.5メートル</td> </tr> <tr> <td>第3級 普通道路</td> <td>3.5メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>第4級 普通道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>第2種 第1級 普通道路</td> <td>3.5メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>第2級 普通道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>第3種 第2級 普通道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75メートル</td> </tr> <tr> <td>第3級 普通道路</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75メートル</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>2.75メートル</td> </tr> <tr> <td>第4種 第1級 普通道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75メートル</td> </tr> <tr> <td>第2級及 普通道路</td> <td>3メートル</td> </tr> </tbody> </table>		道路の区分	車線の幅員	第1種 第2級	3.5メートル	第3級 普通道路	3.5メートル	小型道路	3.25メートル	第4級 普通道路	3.25メートル	小型道路	3メートル	第2種 第1級 普通道路	3.5メートル	小型道路	3.25メートル	第2級 普通道路	3.25メートル	小型道路	3メートル	第3種 第2級 普通道路	3.25メートル	小型道路	2.75メートル	第3級 普通道路	3メートル	小型道路	2.75メートル	第4級	2.75メートル	第4種 第1級 普通道路	3.25メートル	小型道路	2.75メートル	第2級及 普通道路	3メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の区分</th> <th>車線の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 第2級</td> <td>3.5メートル</td> </tr> <tr> <td>第3級 普通道路</td> <td>3.5メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>第4級 普通道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>第2種 第1級 普通道路</td> <td>3.5メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>第2級 普通道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>第3種 第2級 普通道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75メートル</td> </tr> <tr> <td>第3級 普通道路</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75メートル</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>2.75メートル</td> </tr> <tr> <td>第4種 第1級 普通道路</td> <td>3.25メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75メートル</td> </tr> <tr> <td>第2級及 普通道路</td> <td>3メートル</td> </tr> </tbody> </table>		道路の区分	車線の幅員	第1種 第2級	3.5メートル	第3級 普通道路	3.5メートル	小型道路	3.25メートル	第4級 普通道路	3.25メートル	小型道路	3メートル	第2種 第1級 普通道路	3.5メートル	小型道路	3.25メートル	第2級 普通道路	3.25メートル	小型道路	3メートル	第3種 第2級 普通道路	3.25メートル	小型道路	2.75メートル	第3級 普通道路	3メートル	小型道路	2.75メートル	第4級	2.75メートル	第4種 第1級 普通道路	3.25メートル	小型道路	2.75メートル	第2級及 普通道路	3メートル
道路の区分	車線の幅員																																																																										
第1種 第2級	3.5メートル																																																																										
第3級 普通道路	3.5メートル																																																																										
小型道路	3.25メートル																																																																										
第4級 普通道路	3.25メートル																																																																										
小型道路	3メートル																																																																										
第2種 第1級 普通道路	3.5メートル																																																																										
小型道路	3.25メートル																																																																										
第2級 普通道路	3.25メートル																																																																										
小型道路	3メートル																																																																										
第3種 第2級 普通道路	3.25メートル																																																																										
小型道路	2.75メートル																																																																										
第3級 普通道路	3メートル																																																																										
小型道路	2.75メートル																																																																										
第4級	2.75メートル																																																																										
第4種 第1級 普通道路	3.25メートル																																																																										
小型道路	2.75メートル																																																																										
第2級及 普通道路	3メートル																																																																										
道路の区分	車線の幅員																																																																										
第1種 第2級	3.5メートル																																																																										
第3級 普通道路	3.5メートル																																																																										
小型道路	3.25メートル																																																																										
第4級 普通道路	3.25メートル																																																																										
小型道路	3メートル																																																																										
第2種 第1級 普通道路	3.5メートル																																																																										
小型道路	3.25メートル																																																																										
第2級 普通道路	3.25メートル																																																																										
小型道路	3メートル																																																																										
第3種 第2級 普通道路	3.25メートル																																																																										
小型道路	2.75メートル																																																																										
第3級 普通道路	3メートル																																																																										
小型道路	2.75メートル																																																																										
第4級	2.75メートル																																																																										
第4種 第1級 普通道路	3.25メートル																																																																										
小型道路	2.75メートル																																																																										
第2級及 普通道路	3メートル																																																																										

改正後		改正前													
び第3種 小型道路		2.75メートル													
5 前項の規定にかかわらず、第4種第1級の普通道路については、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を確保するため、やむを得ず既存の道路の車線の幅員を縮小しようとする場合においては、交通の状況を勘査して、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。		5 前項の規定にかかわらず、第4種第1級の普通道路については、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を確保するため、やむを得ず既存の道路の車線の幅員を縮小しようとする場合においては、交通の状況を勘査して、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。													
6 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合又は第35条の規定により車道に拡幅（さく）部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。		6 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合又は第35条の規定により車道に拡幅（さく）部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。													
第5条 略 (副道)		第5条 略 (副道)													
第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。		第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。													
2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 (路肩)		2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 (路肩)													
第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。		第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。													
2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他のやむを得ない理由によりこれによることができない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。		2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他のやむを得ない理由によりこれによることができない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の区分</th> <th>車道の左側に設ける路肩の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 第2級 普通道路</td> <td>2.5メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1.25メートル</td> </tr> </tbody> </table>		道路の区分	車道の左側に設ける路肩の幅員	第1種 第2級 普通道路	2.5メートル	小型道路	1.25メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の区分</th> <th>車道の左側に設ける路肩の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種 第2級 普通道路</td> <td>2.5メートル</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1.25メートル</td> </tr> </tbody> </table>		道路の区分	車道の左側に設ける路肩の幅員	第1種 第2級 普通道路	2.5メートル	小型道路	1.25メートル
道路の区分	車道の左側に設ける路肩の幅員														
第1種 第2級 普通道路	2.5メートル														
小型道路	1.25メートル														
道路の区分	車道の左側に設ける路肩の幅員														
第1種 第2級 普通道路	2.5メートル														
小型道路	1.25メートル														

改正後				改正前				
	第3級及び第4級	普通道路	1.75メートル	1.25メートル	第3級及び第4級	普通道路	1.75メートル	1.25メートル
第2種	小型道路	1メートル			第2種	小型道路	1メートル	
	普通道路	1.25メートル				普通道路	1.25メートル	
第3種	小型道路	1メートル			第3種	小型道路	1メートル	
	普通道路	0.75メートル	0.5メートル			普通道路	0.75メートル	0.5メートル
第4種	第2級から第4級まで	0.5メートル			第4種	第2級から第4級まで	0.5メートル	
	第5級	0.5メートル				第5級	0.5メートル	
第4種		0.5メートル			第4種		0.5メートル	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他のやむを得ない理由によりこれによることができない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分	車道の左側に設ける路肩の幅員
第2級及び第3級	普通道路 2.5メートル 小型道路 1.25メートル
第4級	普通道路 2.5メートル 小型道路 1.25メートル

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

	第3級及び第4級	普通道路	1.75メートル	1.25メートル
第2種	普通道路	1メートル		
	小型道路	1メートル		
第3種	普通道路	0.75メートル		
	小型道路	0.5メートル		
第4種	普通道路	0.5メートル		
	小型道路	0.5メートル		

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他のやむを得ない理由によりこれによることができない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分	車道の左側に設ける路肩の幅員
第2級及び第3級	普通道路 2.5メートル 1.75メートル
第4級	普通道路 2.5メートル 2メートル
小型道路	1.25メートル

4 第2項の規定にかかわらず、自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）の車道の左側に設ける路肩を利用して自転車の安全かつ円滑な通行を確保する場合においては、当該路肩の幅員は、1メートル以上とするものとする。

5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

改正後				改正前			
側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。				側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。			
道路の区分	車道の右側に設ける路肩の幅員	道路の区分	車道の右側に設ける路肩の幅員				
第1種	第2級	普通道路	1.25メートル	第1種	第2級	普通道路	1.25メートル
	小型道路		0.75メートル		小型道路		0.75メートル
第3級及び第4級	普通道路		0.75メートル	第3級及び第4級	普通道路		0.75メートル
	小型道路		0.5メートル		小型道路		0.5メートル
第2種	普通道路		0.75メートル	第2種	普通道路		0.75メートル
	小型道路		0.5メートル		小型道路		0.5メートル
第3種			0.5メートル	第3種			0.5メートル
第4種			0.5メートル	第4種			0.5メートル

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあっては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあっては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

10 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

改正後			改正前		
道路の区分	路肩に設ける側帯の幅員		道路の区分	路肩に設ける側帯の幅員	
第1種 第2級	0.75メートル	0.5メートル	第1種 第2級	0.75メートル	0.5メートル
	0.5メートル	0.25メートル		0.5メートル	0.25メートル
	第3級	第4級		第3級	第4級
第2種 第1級	0.5メートル		第2種 第1級	0.5メートル	
	第2級			第2級	

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第5項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

第8条 略  
(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける車道にあっては、停車帯の右側、次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、1メートルまで縮小することができる。

11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第5項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

第8条 略

改正後		改正前	
<u>で縮小することができる。</u>			
4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u>			
第9条 略 (自転車道)		第9条 略 (自転車道)	
第10条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>		第10条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</u>	
		<u>には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>	
2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>		2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路</u>	
		<u>(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>	
3 <u>自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、1.5メートルまで縮小することができる。</u>		3 <u>自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、1.5メートルまで縮小することができる。</u>	
4 <u>自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</u>		4 <u>自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</u>	
5 <u>自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u>		5 <u>自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u>	
(自転車歩行者道)		(自転車歩行者道)	
第11条 <u>自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>		第11条 <u>自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道</u>	
		<u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>	

改正後	改正前
2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。	2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。
3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又3は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。	3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又3は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。
4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。  (歩道)	4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。  (歩道)
第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。	第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。
2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。	2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。
3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。	3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。
4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては	4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては

改正後	改正前
1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。	1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他のやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。
5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。  第13条から第32条まで 略  (待避所)	5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。  第13条から第32条まで 略  (待避所)
第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。  (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。 (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができるこ と。 (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通 行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。	第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。  (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。 (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができるこ と。 (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。
第34条から第41条まで 略  (小区間改築の場合の特例)	第34条から第41条まで 略  (小区間改築の場合の特例)
第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間にについて応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、 <u>第8条の2第3項</u> 、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間にについて応急措置と して改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条	第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間にについて応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、 <u>第8条の2第3項</u> 、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間にについて応急措置と して改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条

改正後	改正前
<p>第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</u></p> <p>第43条及び第44条 路 附 則 路 <u>附 則（令和元年条例第一分）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></li> <li>2 <u>この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市が管理する道路に設けられる路肩については、改正後の盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></li> <li>3 <u>この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市が管理する道路については、新条例第8条の2の規定は、適用しない。</u></li> </ol>	<p>第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、<u>_____</u>、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>第43条及び第44条 路 附 則 路</p>

議案第 64 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート17号館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

別表から市営青山三丁目アパート17号館を削る。

3 施行期日

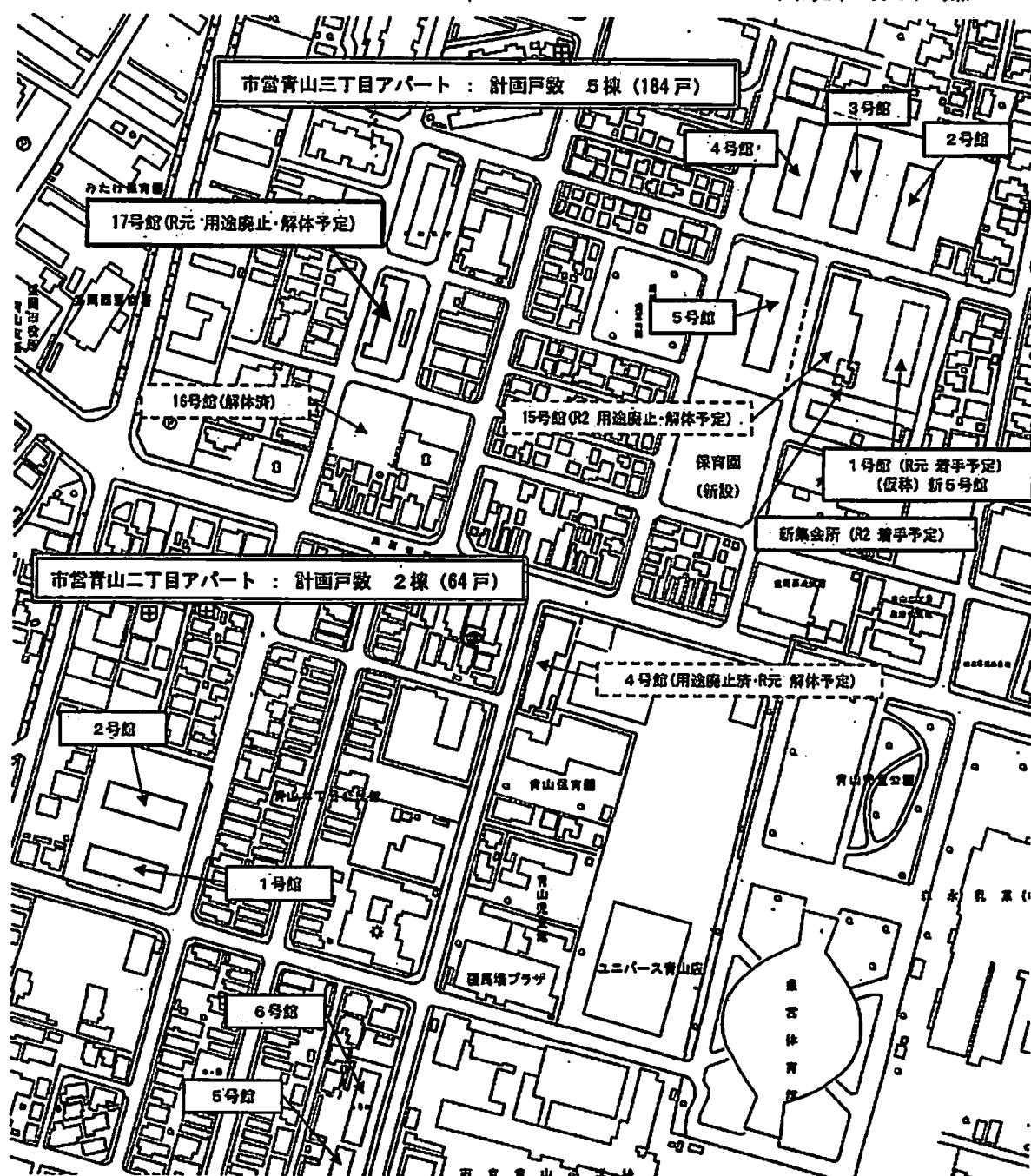
令和元年8月1日

参考：位置図（市営青山二・三丁目アパート建替事業）

次ページのとおり。

位置図（市営青山二・三丁目アパート建替事業） 計画戸数 7棟（248戸）

令和元年6月1日時点



盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前																																												
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 <u>令和元年6月 日条例第 号</u>					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略																																												
盛岡市市営住宅条例 目次、第1条及び第2条 略 (設置)					盛岡市市営住宅条例 目次、第1条及び第2条 略 (設置)																																												
第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第4条から第69条まで 略 附 則 略 <u>附 則(令和元年条例第 号)</u> <u>この条例は、令和元年8月1日から施行する。</u>					第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第4条から第69条まで 略 附 則 略																																												
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>棟(しゆん) 工年度</th><th>戸数</th><th>構造</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td></tr> <tr> <td>市営青山二丁目ア パート1号館</td><td>盛岡市青山二丁 目</td><td>平30</td><td>32 (うち 身体障害 者用住宅 1)</td><td>中層耐火4階 建</td></tr> <tr> <td>市営青山二丁目ア パート2号館</td><td>盛岡市青山二丁 目</td><td>平31</td><td>32 (うち 身体障害 者用住宅 1)</td><td>中層耐火4階 建</td></tr> </tbody> </table>					名称	位置	棟(しゆん) 工年度	戸数	構造	略					市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁 目	平30	32 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート2号館	盛岡市青山二丁 目	平31	32 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>棟(しゆん) 工年度</th><th>戸数</th><th>構造</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td></tr> <tr> <td>市営青山二丁目ア パート1号館</td><td>盛岡市青山二丁 目</td><td>平30</td><td>32 (うち 身体障害 者用住宅 1)</td><td>中層耐火4階 建</td></tr> <tr> <td>市営青山二丁目ア パート2号館</td><td>盛岡市青山二丁 目</td><td>平31</td><td>32 (うち 身体障害 者用住宅 1)</td><td>中層耐火4階 建</td></tr> </tbody> </table>					名称	位置	棟(しゆん) 工年度	戸数	構造	略					市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁 目	平30	32 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート2号館	盛岡市青山二丁 目	平31	32 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建
名称	位置	棟(しゆん) 工年度	戸数	構造																																													
略																																																	
市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁 目	平30	32 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建																																													
市営青山二丁目ア パート2号館	盛岡市青山二丁 目	平31	32 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建																																													
名称	位置	棟(しゆん) 工年度	戸数	構造																																													
略																																																	
市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁 目	平30	32 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建																																													
市営青山二丁目ア パート2号館	盛岡市青山二丁 目	平31	32 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火4階 建																																													

改正後					改正前				
市営青山二丁目ア パート5号館					市営青山二丁目ア パート5号館				
市営青山二丁目ア パート6号館					市営青山二丁目ア パート6号館				
市営青山三丁目ア パート2号館					市営青山三丁目ア パート2号館				
市営青山三丁目ア パート3号館					市営青山三丁目ア パート3号館				
市営青山三丁目ア パート4号館					市営青山三丁目ア パート4号館				
市営青山三丁目ア パート5号館					市営青山三丁目ア パート5号館				
略					略				

議案第 65 号

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、放課後児童支援員が備えるべき要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員が修了していなければならない研修を次のとおり改める。

【改正前】 都道府県知事が行う研修

【改正後】 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第1項の指定  
都市の長が行う研修

3 施行期日

公布の日

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号	○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号
改正 略	改正 略
<u>令和元年6月 日条例第 号</u>	
盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 (趣旨)	盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 (趣旨)
第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。	第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。
第2条 略 (設備運営基準の向上)	第2条 略 (設備運営基準の向上)
第3条 市長は、盛岡市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	第3条 市長は、盛岡市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。	2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
第4条から第9条まで 略 (職員の配置)	第4条から第9条まで 略 (職員の配置)
第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。)を置かなければならない。	第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。)を置かなければならない。
2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。	2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道

改正後	改正前
府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定 都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	府県知事 <u>が行う研修を修了したものでなければならない。</u>
(1) 保育士の資格を有する者	(1) 保育士の資格を有する者
(2) 社会福祉士の資格を有する者	(2) 社会福祉士の資格を有する者
(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの	(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者	(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
(5) 学校教育法に基づく大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	(5) 学校教育法に基づく大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
(7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	(7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒	(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒

改正後	改正前
<b>業した者</b>	<b>業した者</b>
(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
第11条から第22条まで 略	第11条から第22条まで 略
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備等法」という。）の施行の日から施行する。	1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備等法」という。）の施行の日から施行する。
2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に整備等法第6条の規定による改正前の児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者が、施行日から起算して3月以内に整備等法第6条の規定による改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出をした場合は、当分の間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。	2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に整備等法第6条の規定による改正前の児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている者が、施行日から起算して3月以内に整備等法第6条の規定による改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出をした場合は、当分の間、第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。
3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をした者が当該届出をした日以後に、放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は放課後児童健全育成事業所の専用区画を増築し、若しくは改築した場合において	3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をした者が当該届出をした日以後に、放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は放課後児童健全育成事業所の専用区画を増築し、若しくは改築した場合において

改正後	改正前
は、同項の規定は、適用しない。	は、同項の規定は、適用しない。
4 施行日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの」とあるのは、「者」とする。	4 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「者であって、都道府県知事_____が行う研修を修了したもの」とあるのは、「者」とする。
<b>附 則 略</b>	<b>附 則 略</b>
<b>附 則（令和元年条例第 1号）</b>	
この条例は、公布の日から施行する。	

議案第 66 号

盛岡市男女共同参画推進条例について

1 制定の趣旨

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基本理念

- ア 性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。
- イ 性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を發揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- ウ 性別等にかかわりなく、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- エ 性別等にかかわりなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することができるこ。
- オ 性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

(2) 市、市民、事業者及び教育関係者の責務

ア 市の責務

- (ア) 男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施
- (イ) 男女共同参画の推進に関する施策の実施に係る市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携

イ 市民の責務

- (ア) 男女共同参画についての関心及び理解の深化
- (イ) 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- (ウ) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力

ウ 事業者の責務

- (ア) 事業活動における男女共同参画の推進
- (イ) 履用の分野における均等な機会及び待遇の確保
- (ウ) 労働者がワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の整備
- (エ) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力

エ 教育関係者の責務

- (ア) 男女共同参画の推進において果たす役割が重要であるとの認識の下での教育の実施
- (イ) あらゆる教育の場における男女共同参画についての意識の形成に向けた取組の実施
- (ウ) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力

(3) 禁止事項等

ア 性別等による人権侵害の禁止

イ 性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないようする努力義務

(4) 男女共同参画の推進に関する基本体制

ア 市町村男女共同参画計画の策定及び公表

イ 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の公表

ウ 男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等の必要な体制の整備

(5) 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

ア 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供

イ 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施における基本理念の配慮

ウ 男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進

エ 市民、事業者及び教育関係者に対する啓発活動の実施及び推進月間の創設

オ 教育及び学習の振興及び人材育成のための教育及び研修の機会の充実

カ 市民等の自発的な活動を促進するための措置

キ 活動に参画する機会に性別等による格差が生じているとみられる場合の措置

ク 附属機関の委員の任命又は委嘱における男女の数の均衡

ケ 災害への対応等における男女共同参画の視点を踏まえた施策の推進

コ 性別等による人権侵害により困難な状況に置かれている人の支援及び措置

サ 性別等に対する理解の促進及びその理解の不足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援

シ 性別等による人権侵害に関する相談対応

ス 市が実施する施策に関する苦情の対応

(6) 盛岡市男女共同参画審議会

ア 所掌事務

男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

イ 組織

委員12人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者、関係団体に属する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

ウ 任期

委員の任期は、2年とする。

エ 部会

盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に部会を置くことができる。

オ 招集

審議会は、市長が招集する。

カ 庶務

審議会の庶務は、市民部において処理する。

3 施行期日

公布の日

# 盛岡市男女共同参画推進条例（案）の概要

## 目的

性別及び性的指向並びに性自認等（以下「性別等」という。）にかかわりなく、全ての人々が互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、基本理念、市・市民・事業者・教育関係者の責務等について定めるもの。

## 基本理念

人権の尊重

多様な生き方の選択

政策・方針等決定過程への機会の確保

ワーク・ライフ・バランスの確保

性と生殖に関する理解と尊重

## 責務

### 市民（努力義務）

- ◇男女共同参画の理解
- ◇社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ◇市推進施策への協力

### 事業者（努力義務）

- ◇事業活動における男女共同参画の推進
- ◇雇用上の均等な機会及び待遇の確保
- ◇ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた職場環境整備
- ◇市推進施策への協力

### 教育関係者（努力義務）

- ◇教育が果たす役割の重要性を認識し教育を実施
- ◇あらゆる教育の場における男女共同参画意識形成の取組の実施
- ◇市推進施策への協力

### 禁止事項

- ◇性別等による人権侵害（DV・性別等によるハラスメント・差別的取扱など）
- ◇性別等による人権侵害に当たる表現、固定的な役割分担を反映させた表現

## 市（実施義務）

- ◇男女共同参画の推進施策の策定と実施
- ◇市民、事業者、教育関係者、国・他自治体等との連携



## 基本体制（市）

- ◇男女共同参画計画の策定と公表
- ◇施策の実施状況の公表
- ◇全庁推進体制の整備

## 基本的施策（市）

- ◇情報収集と提供
- ◇施策策定及び実施時の基本理念への配慮
- ◇拠点施設の機能充実と活用
- ◇啓発活動
- ◇意識形成のための教育及び学習の振興・人材育成
- ◇市民等の自発的な推進活動の促進
- ◇市附属機関（審議会等）の委員男女数の均衡
- ◇男女共同参画視点の災害対応
- ◇性別等に対する理解促進
- ◇相談・苦情申出への対応

議案第 67 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

所得の少ない第1号被保険者について行う介護保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の保険料率を定めようとするものである。

2 改正の内容

第7期盛岡市介護保険事業計画において所得段階区分が第1段階から第3段階までのいずれかである第1号被保険者の令和元年度及び令和2年度の保険料率を次のとおり軽減する。

所得段階区分	改正前	改正後
第1段階	3万 3,300円	2万 7,800円
第2段階	5万 1,900円	4万 2,600円
第3段階	5万 5,600円	5万 3,700円

3 施行期日

公布の日

保険料段階区分

保険料段階	対象者	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		料率	保険料 月額/人	保険料 年額/人	料率	保険料 月額/人	保険料 年額/人	料率	保険料 月額/人	保険料 年額/人
第1段階	◎生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けてい る人 ◎老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ◎世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	0.45 (0.50)	2,778円 (3,087円)	33,300円 (37,000円)	0.375 (△0.075)	2,315円 (△463円)	27,800円 (△5,500円)	0.375 (△0.075)	2,315円 (△463円)	27,800円 (△5,500円)
第2段階	世帯全員が住民税 非課税で、本人の 課税年金収入+合 計所得金額が80万 円を超える人	0.70	4,322円	51,900円	0.575 (△0.125)	3,550円 (△772円)	42,600円 (△9,300円)	0.575 (△0.125)	3,550円 (△772円)	42,600円 (△9,300円)
第3段階	世帯全員が住民税 非課税で、第1段階、 第2段階以外の 人	0.75	4,631円	55,600円	0.725 (△0.025)	4,476円 (△155円)	53,700円 (△1,900円)	0.725 (△0.025)	4,476円 (△155円)	53,700円 (△1,900円)
第4段階	本人は住民税非課 税だが、同じ世帯 に住民税課税者が おり、本人の課税 年金収入+合計所 得金額が80万円以 下の人	0.85	5,248円	63,000円						
第5段階	本人は住民税非課 税だが、同じ世帯 に住民税課税者が おり、本人の課税 年金収入+合計所 得金額が80万円を 超える人	1.00 (基準 料率)	6,174円 (基準月 額)	74,100円						
第6段階	本人に住民税が課 税され、前年中の 合計所得金額が120 万円未満の人	1.20	7,409円	88,900円						
第7段階	本人に住民税が課 税され、前年中の 合計所得金額が120 万円以上200万円未 満の人	1.30	8,026円	96,300円				変更無し		
第8段階	本人に住民税が課 税され、前年中の 合計所得金額が200 万円以上300万円未 満の人	1.50	9,261円	111,100円						
第9段階	本人に住民税が課 税され、前年中の 合計所得金額が300 万円以上400万円未 満の人	1.70	10,496円	125,900円						
第10段階	本人に住民税が課 税され、前年中の 合計所得金額が400 万円以上700万円未 満の人	1.95	12,039円	144,500円						
第11段階	本人に住民税が課 税され、前年中の 所得金額が700万円 以上の人	2.10	12,965円	155,600円						

※1 本表の平成30年度欄の第1段階の( )書きは、公費による保険料引き下げを行う前の介護保険料(料率・月額・年額)である。

※2 本表の令和元年度欄及び令和2年度欄の( )書きは、前年度の介護保険料(料率・月額・年額)と比較した軽減分である。

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正略 <u>令和元年6月 日条例第 1号</u> 盛岡市介護保険条例 目次、第1条及び第2条 略 (保険料率) 第3条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>	<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正略 盛岡市介護保険条例 目次、第1条及び第2条 略 (保険料率) 第3条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>

改正後	改正前
<p>（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 14万4,500円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>	<p>（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 14万4,500円 ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>

改正後	改正前
(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。) (11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,600円	(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。) (11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,600円
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度</u> の各年度における保険料率は、同号の規定 にかかわらず、 <u>2万7,800円</u> とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定</u> にかかわらず、 <u>3万3,300円</u> とする。
3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係 る <u>令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定に</u> かかわらず、 <u>4万2,600円</u> とする。	
4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係 る <u>令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定に</u> かかわらず、 <u>5万3,700円</u> とする。	
第4条から第32条まで 略 附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号)	第4条から第32条まで 略 附 則 略
1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定は、令和元年度以後の年度分 の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、 なお従前の例による。	

財政部 市民税課  
資産税課  
市民部 健康保険課

## 議案第 77 号

### 専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

#### 1 改正の趣旨

第 198回通常国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」が、可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 個人市民税関係

- ア 個人住民税の寄附金税額控除のうち地方自治体に対する寄附金（ふるさと納税）に係る特例控除の適用について、返礼品の返礼割合を3割以下とすることや返礼品を地場産品とすること、総務大臣の指定を受けた地方自治体に限られることなどが地方税法で規定されることから、その引用条項の整備を行う。
- イ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、令和元年10月 1 日から令和2年 12月 31 日までに居住開始した場合は、控除期間を 3 年間延長し 13 年間とする。
- ウ 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に適用される要件を不要とする。

##### (2) 固定資産税・都市計画税関係

法令等の改正に伴う引用条項等の整備を行う。

##### (3) 国民健康保険税関係

- ア 基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げる。  
後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額については、現行のまま据え置きとなる。

区分	改正前	改正後
基礎課税額（医療給付費等課税額）	58万円	61万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	変更なし
介護納付金課税額	16万円	変更なし

- イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

区分	改正前	改正後
7割軽減	33万円	変更なし
5割軽減	33万円+27.5万円×被保険者数	33万円+ <u>28万円</u> ×被保険者数
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数	33万円+ <u>51万円</u> ×被保険者数

(4) 軽自動車税関係

軽自動車税について、平成29年度課税分に係る軽自動車の軽減税率の規定を削除するなど、法令等の改正に伴う必要な整備を行う。

3 施行期日

- (1) 2-(1) イ, ウ, (2), (3) 及び(4) 平成31年4月1日
- (2) 2-(1) ア 令和元年6月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 改正 路 <u>平成31年3月29日条例第27号</u></p> <p>目次及び第1条から第36条の5まで 路 (寄附金税額控除)</p> <p>第36条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には_____、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき額に特例控除額を加算した額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第</p>	<p>昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>○盛岡市市税条例 改正 路</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第36条の5まで 路 (寄附金税額控除)</p> <p>第36条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金_____を支出した場合にあつては、当該控除すべき額に特例控除額を加算した額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第</p>

改正後	改正前
<p>314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財團法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財團法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>

改正後	改正前
第36条の7から第138条まで 略 (保険税の課税額)	第36条の7から第138条まで 略 (保険税の課税額)
第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合は、基礎課税額は、 <u>61万円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算	第36条の7から第138条まで 略 (保険税の課税額) 第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>58万円</u> を超える場合は、基礎課税額は、 <u>58万円</u> とする。 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算

改正後	改正前
額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。	額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合は、介護納付金課税額は、16万円とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合は、介護納付金課税額は、16万円とする。
第140条から第146条の10まで 略 (保険税の減額)	第140条から第146条の10まで 略 (保険税の減額)
第147条 次の各号に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>61万円</u> を超える場合は、 <u>61万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合は、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合は、16万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定期別及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定期別 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険	第147条 次の各号に掲げる保険税の納稅義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>58万円</u> を超える場合は、 <u>58万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合は、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合は、16万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定期別及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円 (イ) 特定期別 1世帯について 8,365円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

改正後	改正前
者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円	者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,480円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,480円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>28万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,100円	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万1,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円 (イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,100円

改正後	改正前
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 (イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,200円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,200円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>51万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>50万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について

改正後	改正前
1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円 第147条の2から第150条まで 略	1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,280円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円 第147条の2から第150条まで 略
附 則	附 則
第1条から第5条の3まで 略	第1条から第5条の3まで 略
第5条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第5条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2. 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。 (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金額特別控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。） (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度

改正後	改正前
2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)	の初日の属する年の1月1日現在において注第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合
第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項、附則第24条の3第1項又は附則第25条第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)	3 第1項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第5条の5 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第36条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第38条第4項の規定による申告書の提出（第38条の2の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」とい	第5条の5 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第36条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第38条第4項の規定による申告書の提出（第38条の2の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「特例対象寄附金」とい

改正後	改正前
<p><u>附金</u>という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する<u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>(次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」といふ。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「<u>申告特例対象年</u>」といふ。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第5条の6 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納稅義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の6第1項及び第2項</p>	<p><u>る寄附金</u>といふ。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」といふ。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」といふ。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「<u>申告特例対象年</u>」といふ。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行つた<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第5条の6 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納稅義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の6第1項及び第2項</p>

改正後	改正前
の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
第6条から第7条の2まで 跳行 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第6条から第7条の2まで 跳行 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。	第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。
2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。	2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。
3 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。	3 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。
4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。
11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。
14 法附則第15条第33項に規定する割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第32項に規定する割合は、3分の2とする。

改正後	改正前
15 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の1とする。 16 法附則第15条第45項に規定する割合は、3分の2とする。 17 法附則第15条第47項に規定する割合は、零とする。 18 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。  第7条の3及び第7条の4 略 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)  第7条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	15 法附則第15条第43項に規定する割合は、3分の1とする。 16 法附則第15条第44項に規定する割合は、3分の2とする。 17 法附則第15条第46項に規定する割合は、零とする。 18 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。  第7条の3及び第7条の4 略 (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)  第7条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	第7条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
(1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を	第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を

改正後	改正前
提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 第7条の8 略 (特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 第7条の8 略 (特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 热损失防止改修工事が完了した年月日 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令	第7条の10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令

改正後	改正前																														
附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 第7条の11 略 第8条から第12条まで 略 (軽自動車税の税率の特例)	附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 第7条の11 略 第8条から第12条まで 略 (軽自動車税の税率の特例)																														
第13条の2 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分	法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 25%;">3,900円</td> <td style="width: 25%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 25%;">3,900円</td> <td style="width: 25%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	1万800円	1万2,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	1万800円	1万2,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													

改正後	改正前																					
	<u>2. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																					
第75条第2号ア	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	<table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
3,900円	1,000円																					
6,900円	1,800円																					
1万800円	2,700円																					
3,800円	1,000円																					
5,000円	1,300円																					
3,900円	1,000円																					
6,900円	1,800円																					
1万800円	2,700円																					
3,800円	1,000円																					
5,000円	1,300円																					
	<u>3. 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																					
第75条第2号ア	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	1万800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	<table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	1万800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
3,900円	2,000円																					
6,900円	3,500円																					
1万800円	5,400円																					
3,800円	1,900円																					
5,000円	2,500円																					
3,900円	2,000円																					
6,900円	3,500円																					
1万800円	5,400円																					
3,800円	1,900円																					
5,000円	2,500円																					
	<u>4. 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																					

改正後	改正前																					
	<u>2. 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																					
第75条第2号ア	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </table>	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円	<table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </table>	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
3,900円	3,000円																					
6,900円	5,200円																					
1万800円	8,100円																					
3,800円	2,900円																					
5,000円	3,800円																					
3,900円	3,000円																					
6,900円	5,200円																					
1万800円	8,100円																					
3,800円	2,900円																					
5,000円	3,800円																					
	<u>5. 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																					
	<u>3. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																					
第75条第2号ア	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> </table>	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	<table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> </table>	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円												
3,900円	2,000円																					
6,900円	3,500円																					
3,900円	2,000円																					
6,900円	3,500円																					
	<u>6. 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>																					
第75条第2号ア	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> </table>	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	<table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> </table>	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円												
3,900円	2,000円																					
6,900円	3,500円																					
3,900円	2,000円																					
6,900円	3,500円																					

改正後		改正前	
	1万800円	5,400円	
	3,800円	1,900円	
	5,000円	2,500円	

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定の中間表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の試課徵収の特例）

第14条 市長は、軽自動車税の試課徵収に際し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定の中間表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の試課徵収の特例）

14条 市長は、軽自動車税の試課徵収に際し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交

改正後	
通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を試課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。	
3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	
4 第2項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第14条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。	

第14条の2から第15条の2まで 略  
(説替規定)

第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第21項、第22項、第24項、第25項、第27項、第32項若しくは第43項から第45項まで又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第16条から第37条まで 略

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第38条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並

改正前	
通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を試課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。	
3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	
4 第2項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用については、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第14条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。	

第14条の2から第15条の2まで

(説替規定)

第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第31項、第42項、第43項若しくは第44項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第16条から第37条まで 略

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第38条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1） 紳税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並

改正後	改正前
びに当該納稅義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係	びに当該納稅義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号	(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由	(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項	(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項
2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。	2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。
3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。	3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31までに次の各に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途	(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途	(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
(4) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合	(4) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

改正後	改正前
4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた <u>特定仮換地等</u> （以下この項において「 <u>特定仮換地等</u> 」といふ。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「 <u>特定仮換地等納稅義務者</u> 」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「 <u>特定仮換地等の</u> 」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「 <u>特定仮換地等に</u> 」と対応する從前の土地である特定被災共用土地にとする。	4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた <u>仮換地等</u> （以下この項において「 <u>仮換地等</u> 」といふ。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「 <u>仮換地等納稅義務者</u> 」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「 <u>仮換地等の</u> 」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「 <u>仮換地等に</u> 」と対応する從前の土地である特定被災共用土地にとする。
第39条 路 <u>附 則（平成31年条例第27号）</u> <u>（施行期日）</u>	第39条 路
第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、盛岡市市税条例第36条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の4、第5条の5の前の見出し、同条第1項から第3項まで及び第5条の6の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。 <u>（市民税に關する経過措置）</u>	第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、盛岡市市税条例第36条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の4、第5条の5の前の見出し、同条第1項から第3項まで及び第5条の6の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。 <u>（市民税に關する経過措置）</u>
第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」といふ。）の規定中個人の市民税に關する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお從前の例による。	第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」といふ。）の規定中個人の市民税に關する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお從前の例による。
2 新条例第36条の6並びに附則第5条の4及び第5条の6の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお從前の例による。	2 新条例第36条の6並びに附則第5条の4及び第5条の6の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお從前の例による。
3 新条例第36条の6第1項及び附則第5条の6の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3 新条例第36条の6第1項及び附則第5条の6の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第36条の6 第1項	特例控除対象寄附金
	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）

改正後		改正前
<u>附則第5条の6</u>	<u>特例控除対象寄附金</u>	特例控除対象寄附金又は法 第314条の7第1項第1号 に掲げる寄附金（平成31年 6月1日前に支出したもの に限る。）
<u>送付</u>		送付又は盛岡市市税条例の 一部を改正する条例（平成 31年条例第27号）附則第2 条第4項の規定によりなお 従前の例によることとされ る同条例による改正前の盛 岡市市税条例附則第5条の 5第3項の規定による同条 第1項に規定する申告特例 通知書の送付
<u>4 新条例附則第5条の5第1項から第3項までの規定は、市民税の所得額 の納稅義務者が前条ただし齊に規定する規定の施行の日以後に支出する地 方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において 「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年 法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について 適用し、市民税の所得額の納稅義務者が同日前に支出した改正法第1条の 規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金に ついては、なお従前の例による。</u>		
<u>（軽自動車税に関する経過措置）</u>		
<u>第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動 車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従 前の例による。</u>		
<u>（国民健康保険税に関する経過措置）</u>		

改正後	改正前
<u>第4条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成31年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保 険税については、なお従前の例による。</u>	